

建築確認・検査の申請手数料

1. 建築確認等手数料

①1号・2号建築確認申請手数料及び仮使用手数料(複数棟の場合は、その床面積の合計)

申請部分の床面積の合計		建築確認申請手数料	仮使用認定手数料※1
100㎡以内		29,000円	25,000円
100㎡超 200㎡以内		43,000円	34,000円
200㎡超 300㎡以内		50,000円	40,000円
300㎡超 500㎡以内		66,000円	47,000円
500㎡超 1,000㎡以内		98,000円	79,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内		140,000円	113,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内		312,000円	204,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内		383,000円	296,000円
10,000㎡超		692,000円	388,000円

※仮使用認定手数料は建築物の仮使用する部分の床面積とする。

②3号建築確認申請手数料及び仮使用手数料(複数棟の場合は、その床面積の合計)

申請部分の床面積の合計		建築確認申請手数料	仮使用認定手数料※1
100㎡以内		17,000円	25,000円
100㎡超 200㎡以内		25,000円	34,000円
200㎡超 300㎡以内		33,000円	40,000円
300㎡超 500㎡以内		44,000円	47,000円

③構造計算書加算手数料

申請部分の床面積の合計		加算手数料	手数料額算出
100㎡以内		24,000円	※構造上2棟以上の場合は、各棟ごとの床面積で算出した額を合計して、①の確認申請手数料へ加算する。但し、戸建て住宅で当センター発行の性能評価書、長期使用構造の確認書が添付された場合を除く。
100㎡超 200㎡以内		28,000円	
200㎡超 300㎡以内		33,000円	
300㎡超 500㎡以内		44,000円	
500㎡超 1,000㎡以内		80,000円	
1,000㎡超 2,000㎡以内		98,000円	
2,000㎡超 5,000㎡以内		106,000円	
5,000㎡超 10,000㎡以内		166,000円	
10,000㎡超 50,000㎡以内		200,000円	
50,000㎡超		320,000円	

③省エネ基準適合審査（仕様基準）加算手数料 ※注 省エネルギー適合性判定手数料は別途掲載

申請部分の床面積の合計	加算手数料	手数料額算出
300㎡以内	10,000円	※2棟以上は、各棟ごとに加算する

④天空率の審査手数料加算は、一律5,000円/区分とする。

2. 検査手数料

①1号・2号検査申請手数料(複数棟の場合は、その床面積の合計)

申請部分の床面積の合計		完了検査申請手数料	中間検査申請手数料※2
100㎡以内		34,000円	26,000円
100㎡超 200㎡以内		48,000円	34,000円
200㎡超 300㎡以内		56,000円	39,000円
300㎡超 500㎡以内		78,000円	54,000円
500㎡超 1,000㎡以内		107,000円	74,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内		140,000円	100,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内		243,000円	170,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内		346,000円	243,000円
10,000㎡超		520,000円	260,000円

※ 中間検査申請手数料は中間検査を行う部分の床面積の合計（2階床とそれまでの下の各階の床面積の合計）で算定する。

②3号検査申請手数料(複数棟の場合は、その床面積の合計)

申請部分の床面積の合計		完了検査申請手数料
100㎡以内		20,000円
100㎡超 200㎡以内		28,000円
200㎡超 300㎡以内		37,000円
300㎡超 500㎡以内		52,000円

3. 建築設備・工作物

建築設備・工作物	建築確認申請	変更申請手数料	完了検査申請手数料
エレベーター	20,000円	10,000円	23,000円
小荷物専用昇降機	11,000円	7,000円	17,000円
工 作 物	22,000円	10,000円	17,000円

4. 確認を受けた計画の変更申請（規程第24条）に係る手数料

- 一 熊本県計画変更床面積算定準則に準じた床面積の算定方法による。
- 二 計画変更して建築する場合（移転する場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積。
 - ア 当該計画変更が直前の確認済証を（一財）熊本建築審査センターから受けている場合は、当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1
 - イ 当該計画変更が直前の確認済証を（一財）熊本建築審査センターから受けていない場合は、当該計画変更に係る部分の床面積（なお、床面積を増加する部分にあつては、ア、イそれぞれ当該増加する部分の床面積で算定する。）

5. 建築物の移転・用途変更・模様替え等の手数料に係る床面積の算定

建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更をする場合の床面積は、当該移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。